

藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付要綱

制定 令和4年9月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な原油高に伴う燃料費高騰の影響を直接的に受け、厳しい事業環境にある地域交通・運輸事業者に対し、予算の範囲内で藤沢市地域交通・運輸事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む者で、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類（以下単に「産業分類」という。）に定める大分類H－運輸業、郵便業の中分類－43の道路旅客運送業を主たる事業とする者
- (2) 運輸事業者 道路運送法第2条第4項に規定する貨物自動車運送事業を営む者で、産業分類に定める大分類H－運輸業、郵便業の中分類－44の道路貨物運送業を主たる事業とする者
- (3) 水運事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者で、産業分類に定める大分類H－運輸業、郵便業の中分類－45の水運業を主たる事業とする者
- (4) 地域交通・運輸事業者 前3号のいずれかに該当する事業者
- (5) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、内燃機関を原動機とするもの。ただし、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する自動車の種別（以下「自動車の種別」という。）が小型特殊自動車であるもの及び自動車の構造が二輪自動車であるものを除く。
- (6) 船舶 小型船舶の登録に関する法律（平成13年法律第102号）第2条に規定する小型船舶
- (7) 車両等 前2号に規定する車両又は船舶

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 藤沢市内の営業所（事業所）において車両等を所有又は管理（以下「所有等」

という。) をしている地域交通・運輸事業者

- (2) 第5条に規定する藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付申請書(第1号様式)を提出する時点において、現に藤沢市内で事業を行っていること。
- (3) 必要な申告義務を怠っていないこと。
- (4) 藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)(以下単に「条例」という。)第2条第2号から第5号までに該当する者でないこと。
- (5) 条例第2条第2号から第5号までに該当する者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支援金を交付しない。

- (1) 市税に滞納がある者。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条に規定する徴収の猶予を受けている徴収金はこの限りでない。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金交付の趣旨等に照らして適当でないことを認める者。

(支援金の交付額等)

第4条 令和4年4月から9月まで(以下「対象期間」という。)の各月について、次の各号のいずれかに該当する場合、車両等1台当たり月額5千円を交付する。

- (1) 交付対象者が所有等をする車両の走行距離がそれぞれ100キロメートル以上である場合
- (2) 交付対象者が所有等をする船舶の航行実績が1日以上ある場合

2 前項第1号に該当する車両で自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2の1の項、2の項若しくは6の項に該当するもの(6の項に該当するものにあつては普通自動車(交通事業者が所有等をする車両にあつては、乗車定員が11人以上のものに限る。)に限る。)である場合又は前項第2号に該当する船舶である場合は、当該車両等に対して、前項に規定する月額にその同額を加算して交付する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、令和4年12月9日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書が郵便又は信書便により提出された場合は、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。

- (1) 申請者が所有等をしている車両等の自動車検査証の写し又は船舶検査証書の写し。ただし、対象期間中に所有等をしなくなった車両等がある場合で、本文に規定する書類がない場合は、第5号に規定する書類等をもって替えることができるものとする。
- (2) 申請に係る車両等が、対象期間中の各月に走行又は航行した実績が把握できるもの。

- (3) 申請者が保有する預金口座の通帳等の写し（金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が記載されている箇所）。
- (4) 申請者について、市税に未納がないことを示す藤沢市長が発行する納税証明書。ただし、申請者が本市に住民登録のない個人事業者で、本文に規定する証明書が取得できない場合においては、住民登録地の住民票。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金を交付するために市長が必要と認める書類等。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付決定通知書（第2号様式）又は藤沢市地域交通・運輸事業者支援金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

（支援金の支払）

第7条 市長は、前条の規定により交付することと決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付決定をした日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 本交付要綱の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 支援金の交付を受けた事業者は、前項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 支援金の交付を受けた事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（検査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは支援事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

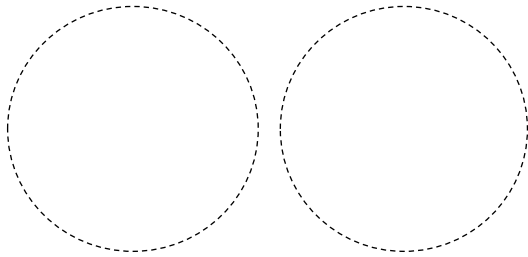
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。



藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付申請書

_____年 _____月 _____日

藤 沢 市 長

藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付要綱の規定を遵守し、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 申 請 者 ・ 市 内 営 業 所 (事 業 所) ・ 連 絡 先	申請者の業種	<input type="checkbox"/> 旅客 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 水運		
	名称等（法人の場合は法人名、個人事業者の場合は屋号等）			
	法人名・屋号等	_____		<input type="checkbox"/> 該当なし
	代表者の役職・肩書	_____		<input type="checkbox"/> 該当なし
	代表者の氏名	_____		
	所在地（法人の場合は本店所在地、個人事業者の場合は自宅住所）			
	郵便番号	〒 _____	—	_____
	住所	_____		
	方書(建物名等)	_____		
	電話番号	_____	—	_____
	市内営業所（事業所）			
	名称	_____		
	営業（事業）内容	_____		
	所在地	<input type="checkbox"/> 本店所在地（住所）と同じ（本店所在地と同じ場合、記入省略可）		
	郵便番号	〒 _____	—	_____
住所	藤沢市	_____		
方書(建物名等)	_____			
電話番号	_____	—	_____	
連絡先				
担当者所属・氏名	(所属) _____	(氏名)	_____	
日中の連絡先電話	_____	—	_____	
メールアドレス	_____		<input type="checkbox"/> 該当なし	

2 振 込 先 口 座	金融機関名	(コード) _____	(名称) _____	
	支店名	(コード) _____	(名称) _____	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座		
	口座番号	_____		
	口座名義人			
	フリガナ	_____		
口座名義人	_____			

3 申 請 車 両 等 に 関 す る 情 報	※市内の営業所（事業所）で所有もしくは管理している事業用車両が対象となります。 ※複数車両を申請する場合は、第1号様式（別紙1）にまとめて記入してください。					
	自動車登録番号標もしくは車両番号標（ナンバープレート）の表示				地名	
	分類番号（3桁）		ひらがな	一連指定番号（4桁）		
	走行実績（月間走行距離のみの記入も可、100km未満の月は交付対象外）					
	対象とする月	月初走行距離表示	月末走行距離表示	月間走行距離	対象	
	4月	km	km	km		
	5月	km	km	km		
	6月	km	km	km		
	7月	km	km	km		
	8月	km	km	km		
9月	km	km	km			
※ 月初・月末の距離表示は、小数点以下を記録している場合、切捨とします (例) 月初が1.9km、月末が101.1kmの場合は、101-1=100kmとなり、交付対象となります						
No.	船舶の種類・船名	船舶番号	登録年月日	船籍港または定係港		
例	汽船・第1〇〇〇丸	第222-00000号	2020年2月20日	神奈川県藤沢市		
1	・	第 一 号	年 月 日			
航行実績 ※複数船舶を申請する場合は、第1号様式（別紙2）に記入してください。						
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実績	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

4 市 内 営 業 所 等 の 主 た る 業 種	H. 運輸業	
	<input type="checkbox"/> 43道路旅客運送業	
	<input type="checkbox"/> 431一般乗合旅客自動車運送業	
	<input type="checkbox"/> 432一般乗用旅客自動車運送業	
	<input type="checkbox"/> 433一般貸切旅客自動車運送業	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 44道路貨物運送業		
<input type="checkbox"/> 441一般貨物自動車運送業 <input type="checkbox"/> 442特定貨物自動車運送業		
<input type="checkbox"/> 443貨物軽自動車運送業 <input type="checkbox"/> 444集配利用運送業		
<input type="checkbox"/> その他（ ）		
<input type="checkbox"/> 45水運業		

※ 日本標準産業分類による分類

5 同 意 事 項	藤沢市地域交通・運輸事業者支援金の交付申請に関する同意事項 以下の同意事項を確認の上、チェック（レ点など）をしてください。	
	<input type="checkbox"/>	市長が必要と認めた場合に、暴力団員等であるか否かの確認のため、神奈川県警察に照会がなされること
	<input type="checkbox"/>	申請内容に偽り等の不正が判明した場合や、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の返還に応じること
	<input type="checkbox"/>	市長が必要と認めたときに、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に偽りが無いか確認すること
	<input type="checkbox"/>	市長が必要と認めたときに、支援金の交付要件を満たすための確認書類の提出を求めること

6 誓 約 事 項	藤沢市地域交通・運輸事業者支援金の交付申請に関する誓約事項	
	以下の誓約事項を確認の上、チェック（レ点など）をしてください。	
	<input type="checkbox"/>	国や神奈川県が示す方針や要請に従い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めています（県の感染防止対策取組書の登録を行っています）。
	<input type="checkbox"/>	申請日現在において、市税に滞納（地方税法に定める徴収の猶予を受けている徴収金を除く。）がなく必要な申告を怠っていません。
	<input type="checkbox"/>	申請に係る営業（事業）所は、申請日現在において藤沢市内で営業しています。
	<input type="checkbox"/>	申請書の記載事項および証拠書類等の添付書類の内容に偽りありません。
	<input type="checkbox"/>	燃料費の高騰分を運賃等に転嫁していません。
	<input type="checkbox"/>	代表者、役員または使用人その他の従業員等が、藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当しません。また、それらと密接な関係を有していません。

私は、藤沢市地域交通・運輸事業者支援金の交付申請に当たり、上記の「5同意事項」および「6誓約事項」の全ての項目について、同意・誓約します。

年 月 日

本店所在地 〒 -
(個人事業主の場合、住所)

法人名
(個人事業主の場合、屋号)

代表者役職・氏名

申請書の提出に必要な添付書類一覧（チェックリスト）

必要書類があるか確認の上、チェック（レ点など）をした上で、番号順になるように書類を重ねて提出してください。

(書類を複写して添付する際は、なるべくA4版・A3版でのコピーにご協力ください)

1	<input type="checkbox"/> 地域交通・運輸事業者支援金交付申請書（この書類）	○
2	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し（オモテ面）もしくは船舶検査証書の写し	○
3	<input type="checkbox"/> 申請車両等の対象期間中の各月の走行・航行の実績が分かるもの（写し） 注1 ※2台目以降の走行記録等は、当初申請時には添付を省略することができます	○
4	<input type="checkbox"/> 預金通帳等の写し（通帳のオモテ面および1・2ページ目、電子通帳の場合は画面コピー） ※金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が記載されている部分	○
5	<input type="checkbox"/> 未納がないことの証明書（藤沢市税に未納がないことを示す証明書） 注2 ※本市に住民登録のない個人事業者で上記証明を取得できない場合は居住地の住民票	○
6	<input type="checkbox"/> 自動車運送事業経営の許可を受けた（届出をした）ことが分かるもの <input type="checkbox"/> 申請期間の月間給油量が確認できるもの <input type="checkbox"/> 法人所在証明書 <input type="checkbox"/> 開業届 <input type="checkbox"/> 確定申告書など、営業（事業）の内容が確認できるもの <input type="checkbox"/> その他	△

※ ○：提出が必須となる書類 △：上記1～5のほか、必要に応じて提出する書類

※ 上記以外にも審査の必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

注1 添付を省略した場合は後日、指定した車両等の走行記録等の提出をお願いすることがあります

注2 なるべく申請前1週間程度以内に発行（交付）されたものの添付にご協力ください

第2号様式（第6条関係）

藤沢市地域交通・運輸事業者支援金交付決定通知書

年（令和 年） 月 日

藤沢市長 鈴木恒夫

次のとおり交付します。

1 交付金の名称	藤沢市地域交通・運輸事業者支援金								
2 対象事業所									
3 交付金額									円
4 交付金の内訳	基準額 円								
5 条件									
6 指示									

藤沢市地域交通・運輸事業者支援金不交付決定通知書

年（令和 年） 月 日

藤沢市長 鈴木 恒 夫

次のとおり不交付とします。

1 交付金の名称	藤沢市地域交通・運輸事業者支援金
2 対象事業所	
3 不交付の理由	